

山梨県公報

第千六百五十号

平成十八年

三月二十日

月 曜 日

目 次

告示

- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………二〇五
- 道路の区域変更(二件)……………二〇七
- 道路の供用開始(三件)……………二〇七
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………二〇八

公告

- 落札者等の決定について(二件)……………二〇九
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の廃止……………二〇九
- 特定計量器の定期検査の実施……………二一一
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二二三
- 開発行為に関する工事の完了について……………二二五

告 示

山梨県告示第百四十九号

一家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成十八年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	西八代郡及び南都留郡	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は種付けの用に供し、又	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日	1 ブルセラ病検査 2 凝集反応検査 3 試験管凝集反応法 4 急速凝集反応法 5 補体結合反応検査

牛のヨーネ病の発生予防のため	甲府市(旧中道町の区域を除く)、斐市、甲斐市、	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育して	同日	1 酵素免疫測定法による検査 2 ヨーニン検査 3 その他必要な検査
	西八代郡及び南都留郡以外	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	日	1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 その他必要な検査 3 その他必要な検査
		は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	日	1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 その他必要な検査 3 その他必要な検査

<p>中央市 (平成十八年二月十九日における豊富村の区域を除く。)、南アルプス市、南巨摩郡及び中巨摩郡</p>	<p>富士吉田市、甲州市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、北杜市、甲府市(旧中道町の区域に限る。)、中央市(平成十八年二月十九日における豊富村の区域</p>
<p>3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生</p>

<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため</p>	<p>家きんサルモネラ感染症の発生予防のため</p>	<p>腐蝕病の発生予防のため</p>	<p>ブルータング、アカバグ</p>
<p>に東八代郡、西八代郡、南都留郡及び北都留郡</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>
<p>牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上の子馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	<p>実施区域内で千羽以上の採卵鶏を飼育している農場で飼育されている採卵鶏で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>実施区域内で飼育している種鶏</p>	<p>実施区域内で飼育しているみつばち</p>	<p>実施区域内で飼育している未越冬牛で、飼育している</p>
<p>生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織化学的検査</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査</p>	<p>凝集反応検査(急速凝集反応法)</p>	<p>一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査</p>	<p>一 ブルータング検査 二 寒天ゲル内沈降</p>

ネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	る区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	反応検査 2 臨床検査 二 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 1 中和反応検査 2 臨床検査
--	-------------------------	---

山梨県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十八年四月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字中之倉字川平二二三番の一地先から南巨摩郡身延町大字北川字上之原二六〇番の一地先まで	九・六〇 一八六・五		四二二・三・五	
南巨摩郡身延町大字古関字大日向二九六一番の四地先から南巨摩郡身延町大字古関字大川四四四二番の一地先まで	五・五〇 五八・〇		五四一・五・五	
南巨摩郡身延町大字中之倉字川平二二三番の一地先から南巨摩郡身延町大字北川字上之原二六〇番の一地先まで	六・〇〇 八・〇		二〇六・〇	
		九・六〇 一八六・五	四二二・三・五	

山梨県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市高根町大字箕輪新町字西上木戸一二番の一地先から北杜市高根町大字箕輪新町字西上木戸一二二番地先まで	八・四〇 一六・六		七〇・一	
		一一・六〇 一八・五	七〇・一	

山梨県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年四月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	笛吹市大字石和町市部字東町一〇〇七番の一地先から笛吹市大字石和町市部字上屋敷二五一番地先まで	一一二〇・〇	平成十八年三月二十日

山梨県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年四月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日
山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	大月上野原線	大月市富浜町大字鳥沢字原田五四〇四番地先から 大月市富浜町大字鳥沢字原田六一三三の一番地先まで	二二二・〇	平成十八年三月二十日

山梨県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十八年四月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日
山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	四尾連湖公園線	西八代郡市川三郷町大字山保字大明地八四三〇番の二地先から 西八代郡市川三郷町大字山保字門八五二六番の一先地先まで	一三八・五	平成十八年三月二十日

山梨県告示第百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十七号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十七号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

堀之内	標柱番号	郡 市 町 村	大字	字	地 番
一	一	大月市	富浜町鳥沢	前田	五六―二番地
二	二	同	同	同	先河川敷
三	三	同	同	同	五七一―
四	四	同	同	同	七七
五	五	同	同	同	三一六〇―
六	六	同	同	同	三一六八―
七	七	同	同	同	三一九四―
八	八	同	同	同	三一九六―
九	九	同	同	同	三二一三―
十	十	同	同	同	三二一四―
十一	十一	同	同	同	同
十二	十二	同	同	同	三三三〇
十三	十三	同	同	同	三三二四
十四	十四	同	同	同	三一七九番地
十五	十五	同	同	同	先河川敷
十六	十六	同	同	同	三一六二―
十七	十七	同	同	同	番地先河川敷
		前田			八一―一番地
		同			先河川敷
		同			七八―三番地
		同			先河川敷

山梨県告示第百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十五号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
一	大月市		猿橋町猿橋	真渡	一一八六
二	同		同	同	一一三九―二三三
三	同		同	同	一一三九―二二六
四	同		同	同	一一三九―三三三
五	同		同	同	同
六	同		同	同	同
七	同		同	同	同
八	同		同	同	同
九	同		同	同	同
十	同		同	同	同
十一	同		同	同	一一三八―一
十二	同		同	同	一一三八―丙
十三	同		同	同	一一三八―丙番地
十四	同		同	同	先道路敷
十五	同		同	同	一一三八―丁 一一八七 一一八六

伊良原

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- 二 山梨県立大学飯田キャンパスCALLシステム機器等 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 山梨県総務部私学文書課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 五 落札者を決定した日
- 六 平成十八年一月十二日
- 七 落札者の氏名及び住所

- 五 富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
- 六 落札金額 月額 七十二万三千四百十八円
- 七 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 八 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日
- 九 平成十七年十二月一日

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年三月二十日

山梨県工業技術センター所長 手 塚 芳 郎

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
- 二 CAD/CAM/CAEシステム 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地
- 五 落札者を決定した日
- 六 平成十七年十二月七日
- 七 落札者の氏名及び住所
- 八 住商情報システム株式会社 東京都中央区晴海一丁目八地十二号
- 九 落札金額 三千三百七万五千元
- 十 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 十一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日
- 十二 平成十七年十月二十七日

● 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の廃止
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業所から指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。
平成十八年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
竜王町居宅介護支援事業所	中巨摩郡竜王町西八幡三〇一八番地一	一九七〇八〇〇二七〇	居宅介護支援	平成十六年八月三十一日
敷島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	中巨摩郡敷島町島上条三一六三番地	一九七〇八〇〇三三三	居宅介護支援	平成十六年八月三十一日
双葉町居宅介護支援事業所	北巨摩郡双葉町竜地六五三六番地一	一九七一一〇〇〇〇五二	居宅介護支援	平成十六年八月三十一日
下部町居宅介護支援事業所	南巨摩郡下部町常葉一〇九三番地	一九七〇六〇〇〇六八	居宅介護支援	平成十六年九月十二日
下部町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	南巨摩郡下部町常葉一〇九三番地	一九七〇六〇〇二一七	居宅介護支援	平成十六年九月十二日
中富町在宅介護支援センタ	南巨摩郡中富町切石一一七番地一	一九七〇七〇〇一二四	居宅介護支援	平成十六年九月十二日
身延町在宅介護支援センタ	南巨摩郡身延町梅平二四八三番地三六	一九七〇七〇〇一三二	居宅介護支援	平成十六年九月十二日
身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町梅平一六〇二番地	一九七〇七〇〇二一五	居宅介護支援	平成十六年九月十二日
ケアサービスセンターあおぞら	大月市大月二丁目一二番三〇号	一九七一四〇〇一二〇	居宅介護支援	平成十六年九月三十日

牧丘町指定居宅介護支援事業所	東山梨郡牧丘町窪平三〇二番地一	一九七〇四〇〇〇二二	居宅介護支援	平成十六年十月一日
春日居町指定居宅介護支援事業所	東山梨郡春日居町加茂七七番地一	一九七〇四〇〇〇四八	居宅介護支援	平成十六年十月十一日
御坂町居宅介護支援事業所「優(You)ケア」	東八代郡御坂町栗合八七番地	一九七〇五〇〇〇八六	居宅介護支援	平成十六年十月十一日
石和町居宅介護支援事業所	東八代郡石和町小石和七五一番地	一九七〇五〇〇二八	居宅介護支援	平成十六年十月十一日
一宮町社協居宅介護支援事業所	東八代郡一宮町末木八三九番地	一九七〇五〇〇一三六	居宅介護支援	平成十六年十月十一日
八代町指定居宅介護事業所	東八代郡八代町南三二六番地一	一九七〇五〇〇二〇一	居宅介護支援	平成十六年十月十一日
境川村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	東八代郡境川村藤笠二五八八番地	一九七〇五〇〇二五〇	居宅介護支援	平成十六年十月十一日
介護老人保健施設しおかわ福寿の里指定居宅介護支援事業所	北巨摩郡須玉町藤田七七八番地	一九五一〇八〇〇一七	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
須玉町指定居宅介護支援事業所	北巨摩郡須玉町藤田七九九番地一	一九七一〇〇〇〇四五	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
高根町在宅介護支援センタ	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇七八	一九七一〇〇〇〇七八	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日

○番地	大泉村在宅介護支援センター	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	一九七二〇〇〇〇八六	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地一	長坂町指定居宅介護支援事業所	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地一	一九七二〇〇〇〇九四	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
北巨摩郡武川村牧原一三二二番地	武川村居宅介護支援事業所	北巨摩郡武川村牧原一三二二番地	一九七二〇〇〇一〇二	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
北巨摩郡白州町白須一三四一番地	白州町居宅介護支援事業所	北巨摩郡白州町白須一三四一番地	一九七二〇〇〇一五一	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
北巨摩郡明野村上手五六〇二番地	明野村居宅介護支援事業所	北巨摩郡明野村上手五六〇二番地	一九七二〇〇〇一八五	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
北巨摩郡須玉町若神子二二五五番地	みずがき居宅介護支援事業所	北巨摩郡須玉町若神子二二五五番地	一九七二〇〇〇三二八	居宅介護支援	平成十六年十月三十一日
甲府市屋形二丁目一番七号	相川調剤薬局	甲府市屋形二丁目一番七号	一九四〇一一二三八四	居宅介護支援	平成十六年十一月一日
甲府市宝一丁目九番一號読売ビル内	あすなろ甲府薬局	甲府市宝一丁目九番一號読売ビル内	一九四〇一一二五三三	居宅介護支援	平成十六年十二月八日
笛吹市石和町広瀬六二三番地二四	あすなろ石和薬局	笛吹市石和町広瀬六二三番地二四	一九四一八一〇〇九三	居宅介護支援	平成十六年十二月八日
大月市大月二丁目八番三六号	有限会社虹の橋	大月市大月二丁目八番三六号	一九七二四〇〇二三七	居宅介護支援	平成十六年十二月三十一日

総合福祉ツクイ山梨東	大月市大月町花咲一六六〇番地財証ビル三階	一九七二四〇〇〇四七	居宅介護支援	平成十七年一月一日
秋山村老人福祉センター	南都留郡秋山村五七五六番地	一九七二三〇〇一四八	居宅介護支援	平成十七年二月十二日
上野原町指定居宅介護支援事業所	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	一九七二五〇〇〇五一	居宅介護支援	平成十七年二月十二日
かえてケアサービス	大月市大月二丁目八番三六号	一九七二四〇〇二六〇	居宅介護支援	平成十七年二月二十八日
山梨市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	山梨市小原西六四九番地一	一九七二〇〇〇〇三四	居宅介護支援	平成十七年三月二十一日
甲府城南病院居宅介護支援事業所	甲府市上町七五三番地一	一九一〇一一二九三五	居宅介護支援	平成十七年三月三十一日
居宅介護支援事業所わかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇一〇一四七一	居宅介護支援	平成十七年三月三十一日
都留市福祉事務所指定居宅介護支援事業所	都留市下谷二五一六番地一	一九七二一〇〇〇三五	居宅介護支援	平成十七年三月三十一日

● 特定計量器の定期検査の実施
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十八年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成十八年三月二十日

皮革面積計	平成十八年七月十三日 から平成十九年三月三十一日まで (県の休日を除く。)	午前九時から 午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	甲府市を除く県下全域
	平成十八年七月十二日	同	南部町活性化センター	南部町
	平成十八年七月七日	午前十時半から 午後二時半まで	早川町役場	早川町
	平成十八年七月六日	同	同	同
	平成十八年七月五日	同	身延町役場身延支所	同
	平成十八年七月四日	同	身延町開発センター	同
	平成十八年七月三日	同	同 久那土出張所	同

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年七月二十日まで縦覧に供する。
 平成十八年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
富士観光開発株式会社 代表取締役 村和也	志 南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の六

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 アピタ田富店
 - (二) 所在地 中央市山之神千三百八十三番地一外
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	有 限 会 社 キー ズ 代 表 取 締 役 深 田 幸 恵	中央市山之神千三百八十三番地九
	セガミメディアックス株式会社 代表取締役 瀬上修	大阪府大阪市中央区南船場二丁目七番三十号
	カネミ食品株式会社 代表取締役 三輪亮治	愛知県名古屋市中白区中坪町九十番地
	株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬守男	群馬県桐生市相生町五丁目三百五十八番地
	株式会社プランニングハウス 代表取締役 大友慎一	甲府市中央二丁目十二番六号
	レインボーハット株式会社	東京都港区元赤坂一丁目三

代表取締役 酒井裕一 番十二号	株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫 目六十番七号	石川進也 南アルプス市小笠原三百八番地	株式会社夢や 代表取締役 高杉弘美 香川県高松市朝日新町十七番二十号	斉藤光弘 中巨摩郡昭和町押越千三十二番地二十一号	株式会社パレモ 代表取締役 中本敏幸 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	有限会社フラワー総合セン ターマツオ 代表取締役 松尾孔 中巨摩郡昭和町西条千七百七十三番地	株式会社キング 代表取締役 山田幸雄 東京都品川区西五反田二丁目十四番九号	有限会社鈴屋 代表取締役 深沢貴美子 甲府市城東四丁目九番十八号	株式会社ザ・クロックハウ ス 代表取締役 花谷洋二 九番十号 東京都新宿区新宿一丁目十九番十号	株式会社東京デリカ 代表 取締役 木山茂年 東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番十四号	株式会社さが美 代表取締 役 石田敏彦 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号	株式会社三城 代表取締役 多根幹夫 東京都中央区銀座二丁目七番十七号	株式会社靴のヨダ 代表取 締役 依田辰男 南アルプス市飯野三千六百六十九番地の二
-----------------------	---------------------------------------	------------------------	---	-----------------------------	---	---	--	---	--	---	---	--	--

株式会社モリエ 代表取締役 酒井勝徳 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	株式会社ブルーグラス 代 表取締役 木村保 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号	株式会社タカキュー 代表 取締役 出口光 東京都板橋区板橋三丁目九番七号センタービル内	株式会社サンリフォーム 代表取締役 小林英美 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	むろい株式会社 代表取締 役 宗井聡一郎 中央市流通団地一丁目五番二号	株式会社ベベ 代表取締役 尾神裕 兵庫県神戸市中央区島中町六丁目八番二号	有限会社ホットステーション 代表取締役 稲木義明 群馬県桐生市広沢町五丁目千九百五十五番地	有限会社スタンプマート 代表取締役 小林彰男 甲府市大里町四千二百二十七番地	株式会社オンワード樫山 代表取締役 水野健太郎 東京都港区海岸三丁目十一番六号	ベネトンジャパン株式会社 代表取締役 テナルデイ 東京都渋谷区神宮前四丁目三番十号	株式会社ウエザーステーシ ョン 代表取締役 西田明 東京都渋谷区松濤二丁目二十番六号	有限会社ムサシドー 代表 取締役 土屋春樹 甲府市徳行一丁目六番二号	株式会社ワールド 代表取 締役 寺井修蔵 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一	株式会社コベック 代表取 岡山県倉敷市真備町尾崎千
---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	--	--	--	------------------------------

締役 中野実	三百七十六番地の一
ユニー株式会社 代表取締役 佐々木孝治	愛知県稲沢市天池五反田町 一番地

3 変更の年月日

平成十八年二月二十日

届出年月日

平成十八年三月七日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。
平成十八年三月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（二工区）に含まれる地域の名称
南都留郡富士河口湖町船津字三の段六六六二の一三の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都墨田区東墨田二丁目十七番八号 松山油脂株式会社 代表取締役社長 松山
剛己

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番